

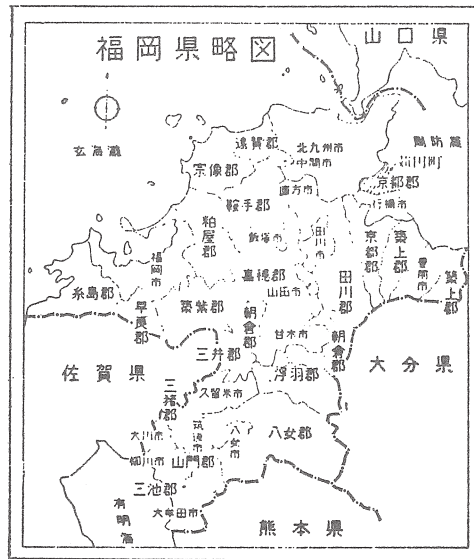
史跡御所山古墳
保存管理計画策定報告書

1976

菟田町教育委員会

史跡御所山古墳

保存管理計画策定報告書



昭和 51 年 3 月

苅田町教育委員会

序

本書は御所山古墳保存管理計画策定事業による当該古墳の保存管理策定報告書として苅田町教育委員会が刊行いたしました。

御所山古墳は周囲に濠をめぐらした前方後円墳で応神陵・仁徳陵と同形式のもので5世紀の築造と推定され、濠を有する前方後円墳として九州においては珍しいものといわれており、昭和11年9月3日に国の史跡指定を受けています。

この事業は昭和49年度に実測図による図面を作成、昭和50年度に保存管理を策定するという2ヶ年事業で実施されました。

この策定事業にあたっては、福岡県教育委員会、苅田町教育委員会諸氏の御協力により、御所山古墳保存管理策定委員会が設置され、事業を完成しました。委員各位の御協力に対し、深甚の謝意を表しまして挨拶にかえさせて戴きます。

昭和 51 年 3 月 1 日

苅田町教育委員会

教育長 有 松 正 男

例 言

1. 本書は、昭和50年度国庫補助事業による国指定史跡・御所山古墳の保存管理計画策定についての報告書である。

2. 本書の執筆分担は下記のとおりである。

I 石 山 勲

II・III・IV・V 三 池 賢 一

3. 掲載写真の撮影分担は下記のとおりである。

地 上 写 真 菟 田 町 教 育 委 員 会

航 空 写 真 福 岡 県 教 育 委 員 会

4. 本書に使用した図面類の製図・作成は、石山が担当した。なお、付図に使用した原図はS=1:300であり、これを $\frac{1}{2}$ に縮尺している。

5. 附篇に納めた坪井文献は、本墳研究の基本的文献であるが、現在入手することは極めて困難であるため、刊行にあたり再録することとした。

6. 本書の編集は、福岡県教育委員会管理部文化課の協力を得て、菟田町教育委員会が担当した。

目 次

I 御所山古墳について	2
II 指定に至った事情及び当時の概況	11
III 現在における状況	17
IV 史跡地管理計画	21
V まとめ	26
附 篇	35

挿 図 目 次

Fig. 1 菟田町前方後円墳分布図 (1:25,000)	1
Fig. 2 肥前・肥後石室集成図	6
Fig. 3 大正15年仮指定図	12
Fig. 4 御所塚 ^(マ) 平面図(昭和8年作成)	13
Fig. 5 御所山古墳地籍図(昭和8年作成)	14
Fig. 6 御所山古墳指定・管理・復元計画図(S=1:1,200)	23
Fig. 7 御所山古墳地籍図	24

付 図

史跡御所山古墳地形実測図(S=1:600)

図 版 目 次

PL .1—1	西南から，上方は周防灘（1.御所山 2.番塚）
2	北西から（1.御所山 2.番塚）
PL .2—1	南から
2	北から
PL .3—1	東側上空から
2	西側上空から
PL .4—1	前方部濠
2	東側くびれ部付近
PL .5—1	後円部上の拝殿および倉庫
2	後円部濠
PL .6—1	後円部周濠内の民家
2	同上（南西から）

表 目 次

Tab. 1	御所山古墳保存予定地反別取調書	17
Tab. 2	史跡御所山古墳関係地積一覧	21
Tab. 3	史跡御所山古墳の保存・管理計画（管理基準）	25

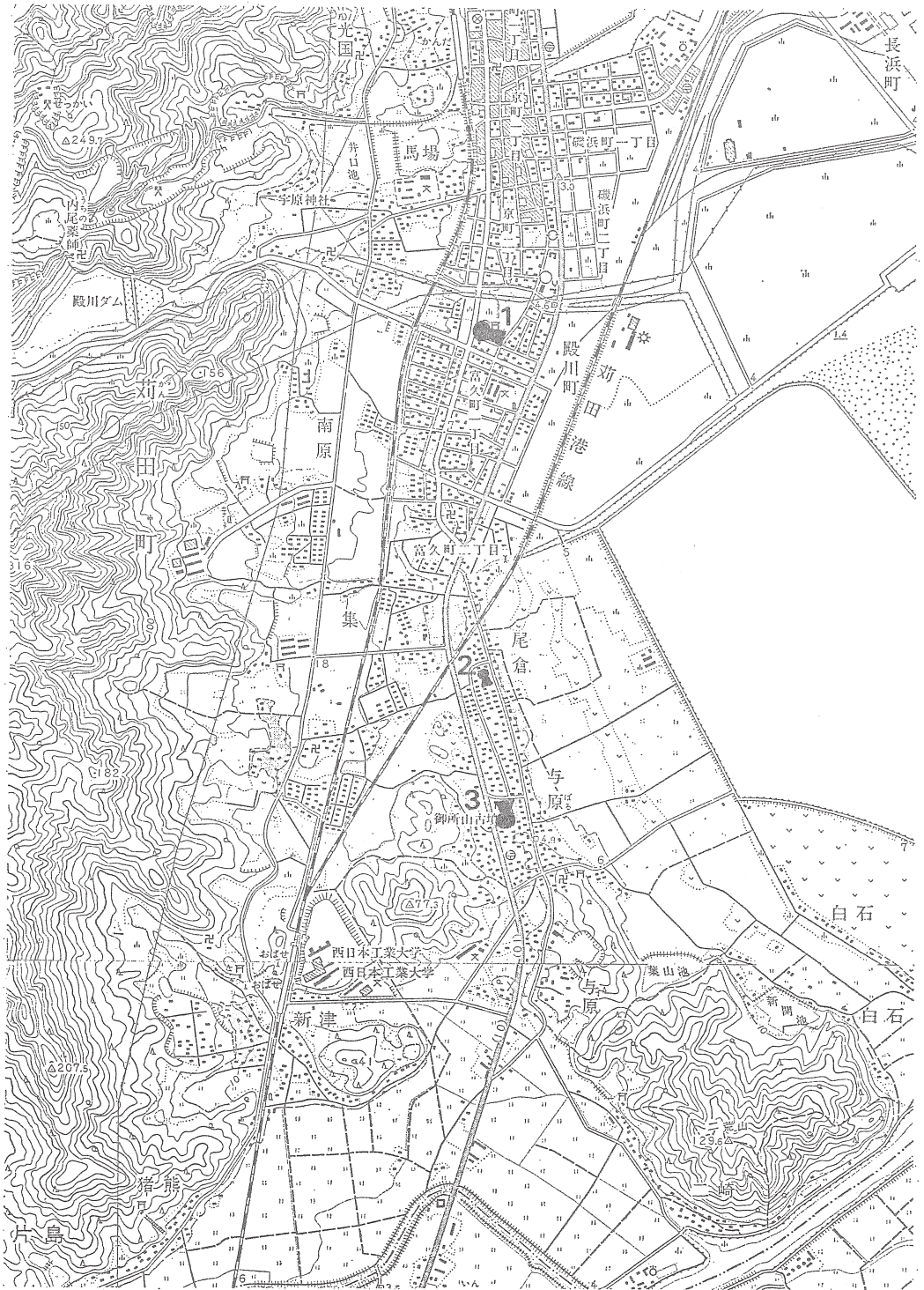


Fig. 1 かんた
 荻田町前方後円墳分布図 (1:25000)
 1. 石塚山 2. 番塚 3. 御所山

I 御所山古墳について

1 はじめに

本墳は、古く昭和11年に史跡として国の指定を受けた前方後円墳で、県内屈指の壮大な墳丘と周濠を有する。西縁を国道10号線が通り、周辺は現在では住宅街と化しているが、往時は周防灘に向ってその偉容を誇示していたものと思われる。出土品が散逸していることもあってか、舶載三角縁神獸鏡多数を出土した南原の石塚山前方後円墳（註1）、鳥形鏡・神人車馬画像鏡をはじめとする質量ともに秀れた副葬品を有する尾倉の番塚前方後円墳（註2）の陰に隠れて目立たず、稍等閑視されてきたきらいがある。

しかし、後述するように、構造上極めて特色ある石室が後円部に営なまれておりその学術的意義は高く、管理計画案策定にあたり、本墳の概容を述べるとともに、その意義の一端を明らかにしたいと考える。

2 発見の由来と既往の調査

太宰管内志（註3）に、以下の記述がある。

「寒田郷ノ内與原ノ町の中より半町許西に入りこみて御所山と云物あり東西二十間許あり南北四十間許ありて丸き山なり巡りに堀あり山、高さ堀水より上八九間あり堀の幅四間許りあり東より登る処に石橋あり此外に渡るべき処ある事なし上に社あり文政九年より六年已前此山聊崩敗れて大なる石棺出たり窟ノ内壘八枚をしくべし其内に石ノ櫃あり櫃ノ内に骸骨あり又棺ノ外窟ノ石壁に依て安座したる骸骨三人あり殉葬なるべし甚大なる骨なりと云窟に入て見る内に人ノ形ハ崩れたりと云今は又是をうづみて石窟見えざて此所のさま大和国などにてみる所の山陵にことなることなし」

これに拠ると、石室の発見は、文政3年（1820）であったことが知られる（註4）。これは偶然の発見であり、その後石室は埋めもどされた。明治20年にいたり、坪井正五郎博士によって初めて学術的な発掘調査が行なわれた（註5）。博士の調査は、石室内の清掃と略測、模式図・スケッチの作成を中心として行なわれた。無論現在の調査技術水準からすれば充分なものではないが、附篇として再録した記述あるいはスケッチには、石室調査の基本事項の殆どが含まれ、また観察の鋭どさが随所に窺われて、敬服に価する。

なお、他に京都郡志（註6）、註1文献および森貞次郎博士の論考（註7）中に、本墳についての記述があるが、いずれも坪井博士の報文に基くものである。

3 御所山古墳の概要

墳丘（付図1）

管理計画案策定の基本資料として墳丘および周辺の地形図の作成が初年度事業として計画され、昭和50年2月に実施された。

墳丘は現在白庭神社の社地となり、墳頂部は削平されて、前方部に社殿、後円部には拝殿・倉庫各1棟が設けられている。毎年2月には祭礼がとり行なわれ、事前に氏子諸氏の奉仕による下草刈りが実施され、手入れは行き届いている。東側くびれ部には稲荷社・庚申塔等が建てられ、変改のあとが著しい。後円部東側は、濠を埋めたてこれらへの参道がつけられ、滞水時には墳丘への唯一の通路となる。各所に小規模な盗掘孔が見受けられるが、全体として遺存度は良好で、往時の形制を知るに充分である。

発掘調査を実施していないので、正確な数値は出せないが、本墳の規模は

墳丘全長	118 m
前方部巾	82 m
後円部径	73 m

を相前後するとみられる。三段築成で、前方部が後円部よりも稍発達し、全長に対する後円部の比が大きく、全体として幾分ズングリとした感を受ける。森博士は「畿内盛時様式の前方後円墳」（註8）とされている。墳頂部が削平され、高さは不明であるが、現状では前方部が約10.5mと少しく高く、昭和11年指定当時も約1.5mの比高差がある。社殿建立時に多少のカサ上げがなされたであろうが、前方部が幾分高かったであろうことは疑いない。

造出はくびれ部から前方部にかけての両側にあり、円形を呈していた形跡がある。濠は、管内志に「四間許」とあり（註9）、地形からみて当初は10m前後の中であったと推定される。これと指定当時の測量図（Fig.4）・字図（Fig.5）とによって、前方部前面は道路、東側は宅地によって濠の原状が損なわれていることは明白である。

墳丘外飾として、埴輪が樹立され、しばしば採集されているが、その実態は明らかではない。にも不拘、近年においても盗掘する者が後をたたず、何とも口惜しい限りである。

石室

内部主体の構造と副葬品の詳細については、坪井博士の記述とスケッチがあるのでくり返さず、ここでは若干の補足と解説とを加えるにとどめたい。

墳丘における横穴式石室の位置は、前方部に向って開口し、しかも発見の経緯からみて、墳丘上位に位置すると見做される。これは先学の指摘に従えば、前方後円墳における横穴式石室のあり方としては古式に属し、県内では他に、福岡市老司古墳（註10）、同丸隈山古墳（註11）、八女郡広川町石人山古墳（註12）等の例がある。

玄室は、長さ約4.7m、巾約3mの完全な長方形プランで、高さは3m余。単純にこれらに乗じた法量は約42.3m³で、荇田町に南接する京都郡勝山町^{みやこ}所在で、巨石墳として著名な橘塚（註13）・綾塚（註14）の、48.3m³・44.1m³を少しく下まわる程度の大形玄室である。また玄室長は、両者の3.9m、3.6mのいずれをも上まわるがこの差は奥壁と平行する屍床1床分とみてよい。

壁面構築にあたっては基部から割石小口積の手法を採り、石障・仕切石とともに「朱」が厚く塗布されている。両側壁は上部に行くに従って内傾し「[・]稍眼鏡橋形」（傍点筆者）となる。奥壁のそれについての記述はないが、両側壁と比較するとその度合は弱いものと推定される（註15）。

本石室最大の特色は、石障と仕切石を設置した点にある。特に前者は肥後において盛行した極めて地域性の強い構造であり、豊前では唯一の例であり、県内でも他に久留米市日輪寺古墳（註16）1例を加えるに過ぎない。ただ本石室の石障、は適材の入手難もあって、計13枚を要し、奥壁部が一段高く（註17）、また上端も不揃いである等の小異が認められる。

入口は、室内よりも一段高く、巾約0.8m高さ約1.5m。玄門部は室内と同様に割石小口積。玄門先端両側には各1枚の板石が立てられ、これより前面には少しく巾の広がった割石小口積による側壁がある。坪井博士の調査はここまでで、天井石の有無・閉塞方法についての記述・描画はない。佐賀県東松浦郡浜玉町横田下古墳（註18、Fig.2 参照）のように平行する短い羨道部か、番塚あるいは関行丸古墳（Fig.2 参照）のように天井石が架構されない「ハ」の字形に広がる側壁の、いずれかの構造をとると推定される。ただし、前者の場合閉塞はその最先端部で行なわれており、後者では玄門部で密閉されるという相違がある。発見の経緯と通有の盗掘法からみて、閉塞石が遺存している可能性もあるが（註19）、現時点ではこれ以上立ち入ることは避けたい（註20）。

突起の存在が指摘されており、附篇に収めた第五図にそれらしき3石が認められる。突起については三島格氏の論考があり（註21）、氏は用途として「1架する。2置く。3たてかける。4吊す。」を想定されている。古くは浮羽郡吉井町塚堂^{つかんどう}古墳前方部石室で（註22）、最近例では熊本県宇土市神の山1号古墳の家形石棺で（註23）、刀（劍）架としての機能が出土状態によって確認されている。しかし、本石室の場合、少くとも左側壁の突起は水平ではなく架するに適したものと考えられない。坪井博士の説かれる「楔」は、本石室構築に際して不可欠であったとは考えにくく、機能については不明とせざるを得ない（註24）。

副 葬 品

博士の調査時に採取された遺物は、下記のとおりである。

南 区	硬玉勾玉(註25) 6, 同橐玉 4, 碧玉管玉83, ガラス玉 4,
北 区	四禽四乳鏡 1, 鉄鏃数本, 金銅辻金具 1, 鉄器片(甲・冑・馬具), 土師器片
中 区	なし

勾玉・橐玉はどれも硬玉製で、前者には丁字頭・異形を含み、後者は刻線による加飾があり、古調をおびる。鉄鏃は長頸式で柳葉形の鋒。鏡は仿製であろう。須恵器の存否は、年代比定上に重要な指標であるが、いずれとも断定し兼ねる。

遺体は南区で1体が、北区では後述するように3体の成人骨が確認されている。

葬 法

室内の区分法は、追葬を前提としたものである。南区には、成人の最重要人物1体が葬られ、中区は、内法で稍劣るので女性あるいは若年者かと思われる。注目されるのは、管内志の「棺外石窟石壁に依て安座したる」3体の人骨である。位置と伸展葬されていない状況からして、殉死(させられた)者達と考えられる。同様例は横田下古墳にもあり、「石室東南隅の石壁によりかかって、蹲居した姿勢」であったと伝えられ(註26)、位置といい符合する点が多く注目される。

4 ま と め

坪井博士による石室内の調査と、墳丘測量とによって明らかとなった本墳の特色は、

1. 墳丘全長 118mに達し、両側に造出を設けた県内では屈指の大型墳で、周濠を有する。
2. 主体は横穴式石室で、墳丘上位にあって前方部に向って開口する。
3. 玄室は、大形の長方形プランで割石小口積の手法が採られ、カマボコ形の断面を呈し(註27)、壁面には「朱」を塗布する。
4. 玄室内には石障をめぐらし、仕切石によって奥壁と平行に2床の屍床を設ける。
5. 壁面に突起を有する。
6. 副葬品のうち、玉類は古調をおびる。
7. 殉死体3体を含む。

に集約される。これらのうち、4・5は、前代の該地域の古墳文化にその祖型を求めることは不可能で、また本石室構造が定着した形跡はなく、突如として現われかつ消えていったとしてよく、極めて特異な存在であることが理解される。

本石室の系譜の検討を始める前に、一応の年代比定をしておきたい。森博士は、塚堂・日輪寺両前方後円墳と大略同期——5世紀後半代に比定されている(註28)。ここでは、本墳の北方

約0.5 kmに所在し、第Ⅰ型式須恵器を出土した(註29)番塚との比較が有効と考える。結論的に言えば、御所山古墳が先行するものと思われる。すなわち、番塚の前方部がより発達しており、主体もまた、羨道部が未発達な古式横穴式石室ではあるが、「ほぼ封土の下底に床を」おき、後円部側方に向って開口する(註30)というより後出的傾向が認められるからである。従って本墳の所属年代は、森博士の比定——5世紀後半代に求められよう。

年代を上記のようにとらえ、次に本墳と同期あるいは少しく前後する——概ね5世紀中葉から6世紀初頭——時期の九州各地域の横穴式石室との関連を以下考えたい。

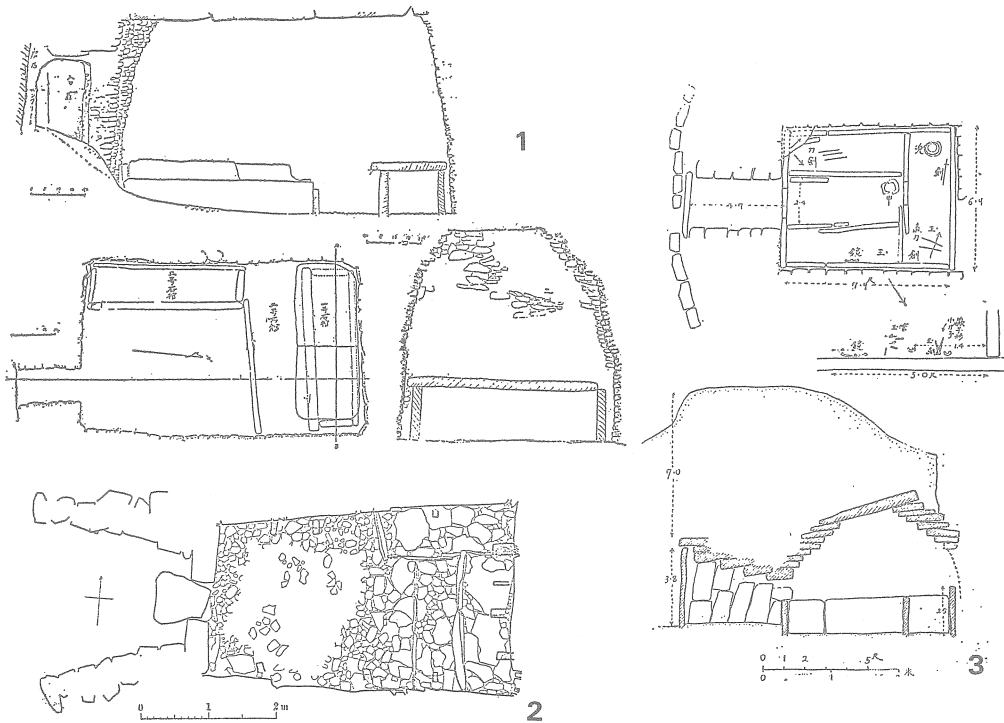


Fig. 2 肥前・肥後石室集成図(各報告書から転載)

1 肥前・横田下古墳 2 肥前・関行丸古墳 3 肥後・小坂大塚古墳

長方形プランで、割石を小口積する石室としては、肥前・横田下古墳、筑前・釜塚(註31)、同丸隈山古墳、同老司古墳、筑後・塚堂前方部石室等が挙げられる。いずれも、両側壁の持ち送りの度合が強く、カマボコ形の断面を呈する点でも共通する。肥後タイプ石室のプランも、厳密には正方形ではなく長方形であり、かつ基部から割石小口積が行なわれているが、樋口隆康氏の指摘のごとく「天井は中央に一石あるのみで、……穹窿形天井となる」のであって(註32)、構築技法上明確な違いがある。

奥壁と平行する屍床を設ける室内区分法は、横田下古墳・大塚(註33)・関行丸古墳等の肥前

地域での例に類似する。ただし、室内の区分法は当然遺体安置と密接に係わり、前2者では奥壁前面を重視するのに対し、後1者は稍後退が感じられる。丸隈山古墳・老司3号石室・塚堂古墳前方部石室では、これらとは異なり主軸と平行に遺体を納め、石室のタイプは異なるが、筑後・石人山古墳、同浦山古墳でも同様である。豊前の番塚では、老司3号石室と同じく、主軸と平行に2体が葬られた。肥後では、基本的には「主葬が奥壁に接した」（註34）屍床にあるが、熊本県上益城郡嘉島町井寺古墳（註35）のように、同区が副葬品収納のためのスペースとなっている例も見受けられこの場合は主軸と平行関係に遺体が安置されたことになる。以上を要するに、筑前・筑後では該期には、奥壁前面がそれは程重視されていないといえる（註36）。

突起を有する石室は、肥後に集中しており、他地域では飛石的にしか存在しない。しかしこれらのうちに、肥前・関行丸古墳、筑前・釜塚、筑後・日輪寺古墳、同塚堂古墳が含まれているのは、それらの石室構造と合わせて興味深い。

石障は、肥後古墳文化を特色づける最大の要素の一つとして把握され、事実その殆どが集中する。これは、基本的には基部から割石を小口積する石室に伴なう構造である。従って腰石を用いる横穴式石室では、仕切石を以て屍床を設ける際でも腰石側に板石材を使用しないのが通例で、この場合は、腰石がその機能を代行するのである。つまり、丸隈山古墳石室内の2基連接した箱式石棺について「弥生式時代から続いた箱式棺の伝統を残すと共に、玄室内の障壁・隔壁発達の始源形式を暗示させられる」とする森博士の見解（註37）は正しく、石棺を横穴式石室に適合させていく過程で、腰石を用いる肥前では仕切石による屍床の設定が、基部から割石を小口積する肥後では石障+仕切石とによる室内四分割プランが完成されたとみられる。

肥後に集中するとはいえ、石障は他に全く存在しないのではなく、肥前2・筑後1の計3例がある。しかも各々肥後におけるあり方とは一味違った面が認められ、御所山古墳石室の系譜検討上重要と思われるので、触れておく。

筑後例は、装飾古墳として著名な日輪寺古墳がそれである。石材は阿蘇泥熔岩でしかも突起を造出し、長さ2m、巾1.7m高さ0.5mで、仕切石を立てず、床に敷石を置く他は肥後のそれと異なる所はない。しかし、割石小口積の石室は、長さ約3.5m、巾約2.3mの長方形プランで、周壁上部は破壊され不詳であるが、天井石は2個以上とみられかつ周壁はカマボコ形の断面を呈していたと推定される（註38）。すなわち、本例では肥後タイプとは異った石室構造と酷似する石障が組み合わさっているが、こうした相違は、佐賀県小城郡三日月町の丸山古墳では一層明確になる。松岡史氏の御教示によれば、石障は長方形プランで阿蘇泥熔岩を用い、横口部を2段に割りこみ、肥後のそれと全く軌を一つにするという。けれども、石障内はこれと同高の仕切石2枚によって奥壁と平行に三区に分かたれ、恰かも連接する3基の石棺のごとくであり周壁は少しく持ち送られるが、天井石は花崗岩3枚が使用されている。同じ肥前でも、唐津市樋の口古墳（註39）では、また少しく傾向を異にする。石室は、前出丸山古墳と同様墳丘上位

にあるが、略正方形プランで、天井石は1枚、周壁は等方形近くに持ち送られ、3例中では最も肥後タイプ石室に類似すると言って良い。ただし、石障は、砂岩切石（註40）から成り、前壁部のそれは削りこまずに一段低い石材が用いられ、また略中央で、仕切石によって奥壁と平行に2区に分けられている。石室構造は肥後タイプのそれを思わせるが、室内の区分法には肥前的色彩が強い。なお、松岡氏は、丸山古墳を5世紀後半代、樋の口古墳をそれより少しく後出するとされている。

以上のように、筑後・肥前に分布する石障は肥後のそれと強い類似性を示しながらも、石室構造および石障内区分法に明確な相違があり、この点では、御所山古墳の場合もまた全く同様である。けれども、肥前とは異なり前代の墓制に祖型的要素を見出せない豊前では、他地域からの影響を何らかの形で想定せざるを得ない。筑後・日輪寺古墳は御所山古墳よりも後出するとみられて適当ではない。かといって、肥後との直接的接触を短絡的に想定するのも、彼我の古墳の厳密な年代比定が実現していない現時点では、早計であろう。

石障を除外した石室構造そのものは、横田下古墳等の所在する唐津湾沿岸地帯との系譜的連関を求め易いように思われる。この傍証として以下の2点が挙げられる。一つは、玄海灘沿岸地帯に古式横穴式石室が飛石的に存在すること、二つは、御所山古墳に少しく後出する番塚もまた関行丸古墳と極めて類似する石室構造を有し、地域は異なるが肥前との接触を示唆している点である。但し、石障設置をも彼地からの影響と断定しているわけではなく、この点は今後の検証にまちたい。

これまでに触れてきた古墳は、先行する老司・横田下古墳を除けば、その殆どが5世紀後半代換言すれば石人山・月の岡（註41）両墳と岩戸山古墳との間に所属しており、この事実は極めて示唆的である。同期には、各地域で前代とは異質の文化要素が多少の遅速はあるが、ほぼ一斉に出現し、かかる現象は、該期が磐井の乱（527～8年）の伏線形成期であることを暗示するものと見做なされる。すなわち、各地域首長間の接触が各々の思惑を秘めて極めて頻繁に行なわれ、こうした動きが異なる文化要素の複合という形で、その痕跡を留めていると思われるのである。

豊前では該期には御所山・番塚が相次いで現菟田町に造営されたが、磐井の乱以降は、北部の北九州市小倉南区曾根方面と、南部の京都平野縁辺部に前方後円墳造営の中心は移動し、激動の時代を鋭く反映している。本墳への石障設置も、こうした時代的背景を抜きにしては語れない。従来豊前就中その北半部（現福岡県）に含まれる地域は、比較的畿内色の強い地域と見られがちであったが、5世紀後半代にはそれとは異なる在地性の強い文化の一斑が窺えるのである。単純に図式化はできないが、これは極めて重要な意義を有すると思われる。

ともあれ、本墳の石室構造が極めて特異な構造を示すことは明白であり、従って、その学術的意義からみて、将来に予測される拝・社殿の改・修築等の際には、石室保護のための必要に

して十分な配慮が必要であることは言を俟たない。

- 註 1 島田寅次郎「石塚山の古墳」＜福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書 1＞1924年
- 註 2 渡辺正気・松岡史「福岡県京都郡番塚前方後円墳」＜日本考古学協会第24回総会研究発表要旨＞1959年
- 註 3 伊藤常足著 ただし本稿では、1969年刊の覆刻本を用いた。
- 註 4 註 5 文献では、古来の伝えとして文化13年（1816）発見となっている。発見年は、本墳を考える上で特に重要とは思われず、本稿では、文化元年～天保12年にかけて著わされた管内志の記載を採ることとした。
- 註 5 坪井正五郎「豊前国京都郡與原村の古墳」＜明治21年東京地学協会報告第10巻＞1888年。同文中「昨年の暮帝國大学の命を受けて九州へ出張致しました折に」とあり、明治20年に調査が行なわれたことは明らかである。京都郡誌では「明治22年の頃」とあるが、同博士は明治22年5月以降3年間英・仏両国に留学されている（斎藤忠編『坪井正五郎集下』＜日本考古学選集 3＞1972年）。なお、本文献は諸書に誌名が誤伝されていたため、複写本の入手に日時を要した。筆者の宿願を達することができたのは、ひとえに京都大学岡内三真助手の配慮と尽力によるものであり、氏に対して深甚なる感謝の意を表する次第である。
- 註 6 伊東尾四郎編 1917年
- 註 7 「北九州古墳の編年的考察 予報」＜西日本史学 1＞1949年
- 註 8 註 7 文献。本墳と相前後する時期の前方後円墳と比較すると下記ようになる。

	岩戸山	御所山	番塚	関行丸	石人山
A 墳丘全長	135m	118m	50m	5m	122m
B 前方部巾	92m	82m	35m	33m	55m
C 後円部経	70m	73m	20m	38m	76m
B/C	1.31	1.12	1.75	0.87	0.72
B/A	0.68	0.69	0.7	0.6	0.45

御所山古墳が、石人山古墳と岩戸山古墳との間に位置することは、明白である。ただし、各前方後円墳の前方部の発達程度が、時期差をストレートに表わすと考えるわけではない。九州でのこの分野の検討は遅れているが、森博士の「塚堂様式の内部構造は畿内前期或は盛時の様式の墳丘と結合し、遺物より見れば畿内盛時から後期の始めに相当する」との指摘（註 7 文献）は正しい。

なお、各数値は下記文献に拠る。

岩戸山・石人山 森貞次郎『岩戸山古墳』＜美術文化シリーズ＞1970年

番塚 註 2 文献

関行丸 渡辺正気『佐賀市関行丸古墳』＜佐賀県文化財調査報告書 7＞1958年

- 註 9 管内志の数値のうち、墳丘規模に関しては信頼性に乏しい。しかし、石室の広さについては、坪井博士の計測値と合致する。
- 註 10 福岡市教育委員会『老司古墳』1969年
- 註 11 福岡市教育委員会『丸隈山古墳』＜福岡市埋蔵文化財調査報告書10＞1970年

- 註 12 小林行雄「石人山古墳」『装飾古墳』1964年
- 註 13 梅原末治「豊前京都郡の二三の古墳」＜中央史壇9—6＞
- 註 14 註13に同じ
- 註 15 森博士は「穹窿形天井」と表現されているが（註7文献），石室のプランと奥壁の内傾度からみて字義にはなじまないと考える。
- 註 16 梅原末治「筑後国久留米市日輪寺古墳」『肥後に於ける装飾ある古墳及横穴』＜京都帝国大学文科大学考古学研究報告1＞
- 註 17 奥壁前面重視の表われか。熊本県上益城郡御船町小塚大塚古墳にも認められる（梅原末治「上益城郡小塚の大塚古墳」＜熊本県史蹟名勝天然記念物調査報告2＞）。Fig 2参照
- 註 18 松尾禎作「横田下古墳」＜佐賀県史蹟名勝天然記念物調査報告10＞1951年
- 註 19 附篇第一図に、板石による閉塞を思わせる描写があるが、博士は特に触れられていない。
- 註 20 横口部前面の記述が十分ではないので、理論的には前室を伴う可能性もある。しかし、割石小口積の複室が前方部に向く例はなく、単室と想定する次第である。
- 註 21 三島格「九州における突起ある横穴式石室墳」＜熊本史学13＞1957年
- 註 22 宮崎勇蔵「筑後国浮羽郡千年村徳丸塚堂古墳」＜福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告10＞1936年
- 註 23 富樫卯三郎「古代から近代までの遺跡について」『桃園小百周年記念誌』1975年
- 註 24 但し、構造上不必要であることと、構築者が不可欠と考えることが両立する場合もある。
- 註 25 原典では「青瑯玕」となっている。原田大六氏「日本古墳文化」（覆刻本）中にも、筑前の甕棺出土とされる「瑯玕製」の勾玉が図示されている。本稿では、単に硬玉としたが、便宜的に使用したに過ぎず、なお検討する要を感じている。
- 註 26 因に、同石室では奥壁と平行する第1屍床（蓋石を伴う）に1体、第2屍床に2体、側壁と平行する第3屍床に6体の計9体が葬られている。
- 註 27 樋口隆康氏の命名による。「九州古墳墓の性格」＜史林38—3＞1955年
- 註 28 註7文献に同じ
- 註 29 なお、同石室では第Ⅱ型式須恵器を共伴する。小田富士雄「九州の須恵器序説——編年の方法と実例（豊前の場合）」＜九州考古学22＞1964年
- 註 30 渡辺正気氏の御教示による。
- 註 31 小林行雄『銚子塚古墳の研究』1952年。拙稿「県内屈指の円墳釜塚古墳」＜ふるさとの自然と歴史24＞1973年
- 註 32 註27文献に同じ
- 註 33 松尾禎作「大塚」『目達原古墳群調査報告』＜佐賀県史蹟名勝天然記念物調査報告9＞1950年
- 註 34 註27文献に同じ
- 註 35 浜田耕作「上益城郡六嘉村大字井寺古墳」註16に同じ。この祖型的な例として、熊本市北岡古墳がある（梅原末治「熊本市北岡神社の古墳」註17文献に同じ）。同墳では、接続する2基の箱式石棺の一方の短辺に、両者にかかる副葬用スペースを設けてある。
- 註 36 ただし、6世紀以降では、各地域とも奥壁前面が最重要視される。これは狭い石室空間を効率よく活かそうとする、換言すれば墓としての機能をフルに発揮させようとする意識の変化に拠るものである。
- 註 37 註7文献に同じ
- 註 38 註16文献では「穹窿を作れる」とされている。

- 註 39 松岡史「鏡山添・樋の口古墳」『唐津市史』1962年
註 40 松岡史氏の御教示によれば、同質の石材は東松浦郡仮屋湾一帯で得られるとのことである。
註 41 各種の文献があるが、本稿では註12文献を用いた。

Ⅱ 指定に至った事情及び当時の概況

御所山古墳については、伊藤常足著「太宰管内志」刈田郷の項に文政9年より6年巳前（文政3年——1820）に大風のため崩壊し、石棺が露出したといい、石窟内は八畳敷、石櫃・人骨が発見されたと記している。また、御所山の地名は「豊前国志」に豊臣秀吉の陣するところとも、景行天皇の御陣ともいふ、これに由来すると伝承されている。さらに、古墳主体部は饒速日命を祭祀する白庭神社境域とし、地域の信仰対象となって現在に至っている。

以上の如く、当該古墳は近世以来地域住民の信仰と関心をあつめてきた遺跡であり、加えて、明治20年（1887）に帝国大学の要請による坪井正五郎博士の学術調査が行われ、学会誌「東京地学協会報告」（明治21年第10巻）に発表され、その後、大正2年に伊東尾四郎氏による踏査等があり、当該古墳の学術的評価も定着した如くである。

大正15年3月12日、福岡県は八女郡下広川村大字一条所在、石人山古墳、糸島郡周船寺村所在、丸隈山古墳とともに、京都郡小波瀬村（昭和30年町村合併により刈田町となる）大字与原所在の当御所山古墳を史跡名勝天然記念物保存法第1条第1項により仮指定と決定し、内務大臣宛上申するに至っている。この時の仮指定範囲は、

1. 小波瀬村大字与原字御所山867番地 神社地5反709歩 官有地
2. 同 上 868番地 神社地1反318歩 官有地
3. 同 上 字御所塚862番地 池沼 1反613歩増田長平他16名

としている。（図3参照）当時の現況は周濠部が比較的良好に維持されており、部分的に濠の

埋没地が出来つゝあったため、古墳周濠消失を懸念して指定を考慮するに至ったものの如くである。大正9年に提出された指定出願書によれば、池濠が漸次埋没し、畑地となる傾向にあることを苦慮し、古墳全域の指定されることを要望している。大正14年刊「福岡県史跡名勝天然記念物調査報告書」第1輯に、「与原古墳」として島田寅次郎氏の報告があり、氏の現地踏査に基づいて指定範囲等が検討されたと推定される。仮指定の範囲は墳丘及び当時の残存周濠範囲を包含しており、現在の国道10号線及び前方部の町道側は略々現況に等しいと推定される。

県は3月18日付内務省の丸隈山古墳仮指定見合すべしとの通知に接し、3月27日付で石人山古墳・御所山古墳の仮指定決定及び注意札・木標設置について各郡長宛通知している。注意事項として、1.墳丘及び環濠の現状変更、2.埴輪葺石類の採取、3.樹木の伐採の禁止を記載している。而して、大正15年3月31日付正規に史跡仮指定通知が達せられている。

その後、大正15年9月16日、内務大臣宛に御所山古墳実測図を添えて、本指定審議を上申し、この際周辺部に及ぶ地番記載を行っている。これは同年6月の内務省からの内々の指示によるものの如くであるが、その後本指定に関する指示もなく、地元関係者の発掘調査要請が昭和2年10月14日付で提出

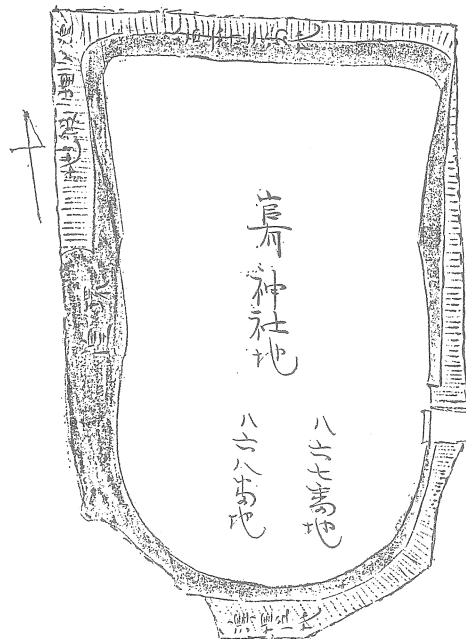


Fig. 3 大正15年仮指定図

されている。地元関係者が本指定を強く要望していた事情を窺わしめるものである。かゝる地元の熱意もあり、昭和7年11月指定のため実測図面作成作業を小波瀬村に指示、翌8年3月、小波瀬村々長・白庭神社々掌・区長・神社惣代連名による文部大臣あて指定申請書が提出されている。関係資料として、1.関係者18名の指定に対する承諾書、2.指定保存予定地27筆の地籍調書（別表1.参照）、3.実測図（図4・5参照）を添付している。県より同8年3月31日付、文部大臣あて指定審議に付き上申、文部省より4月18日付、後日指定のための実地踏査を行う旨通知があっている。

昭和10年1月に至り黒板勝美博士来福により現地調査があり、種々指示を受けたようである。同年2月、文部省あて御所山古墳全景・頂上古墳の位置・埴輪所在地環・濠の一部写真を送付

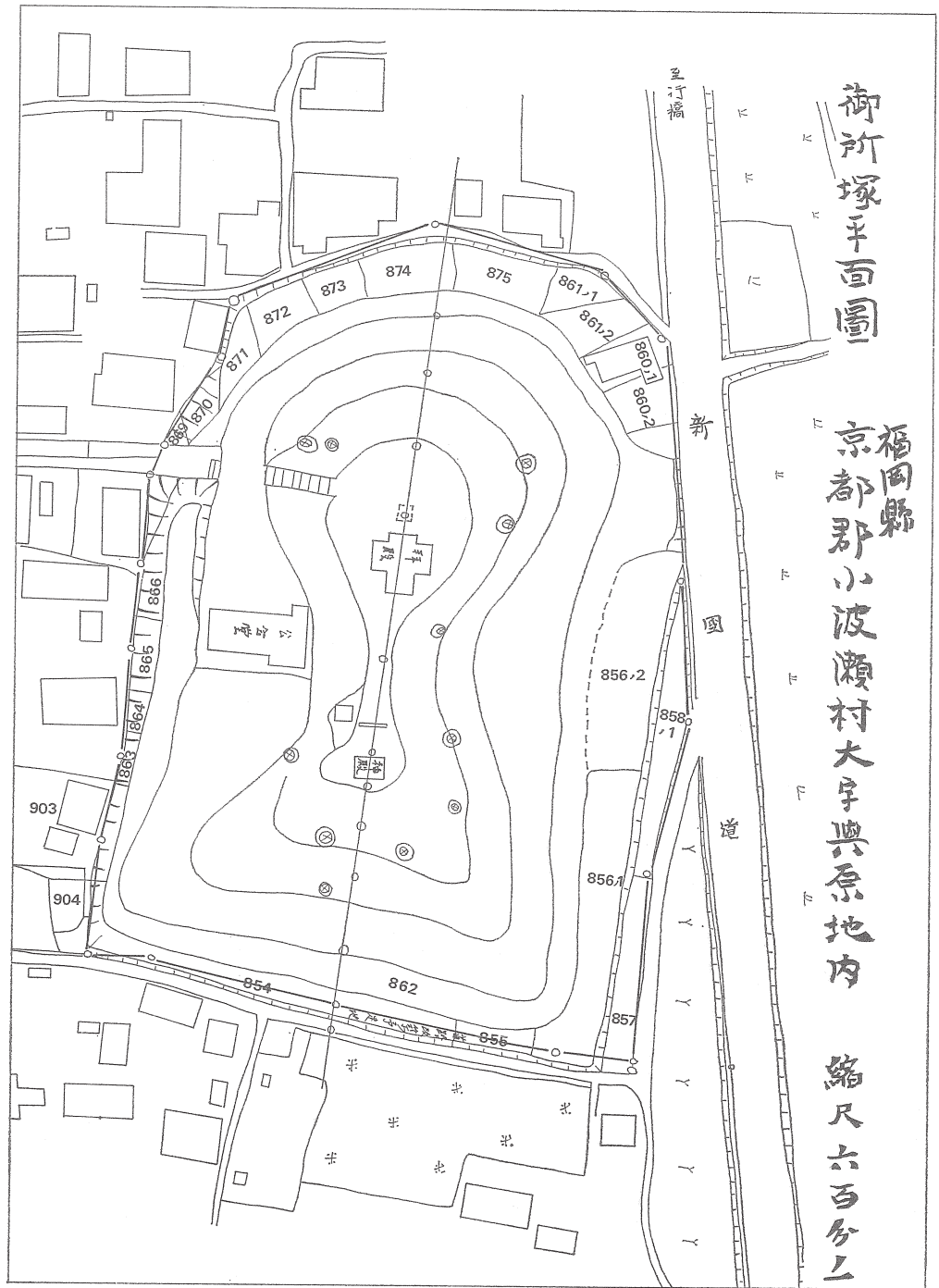


Fig. 4 御所塚平面図 (昭和八年作成, 1 : 1,200)

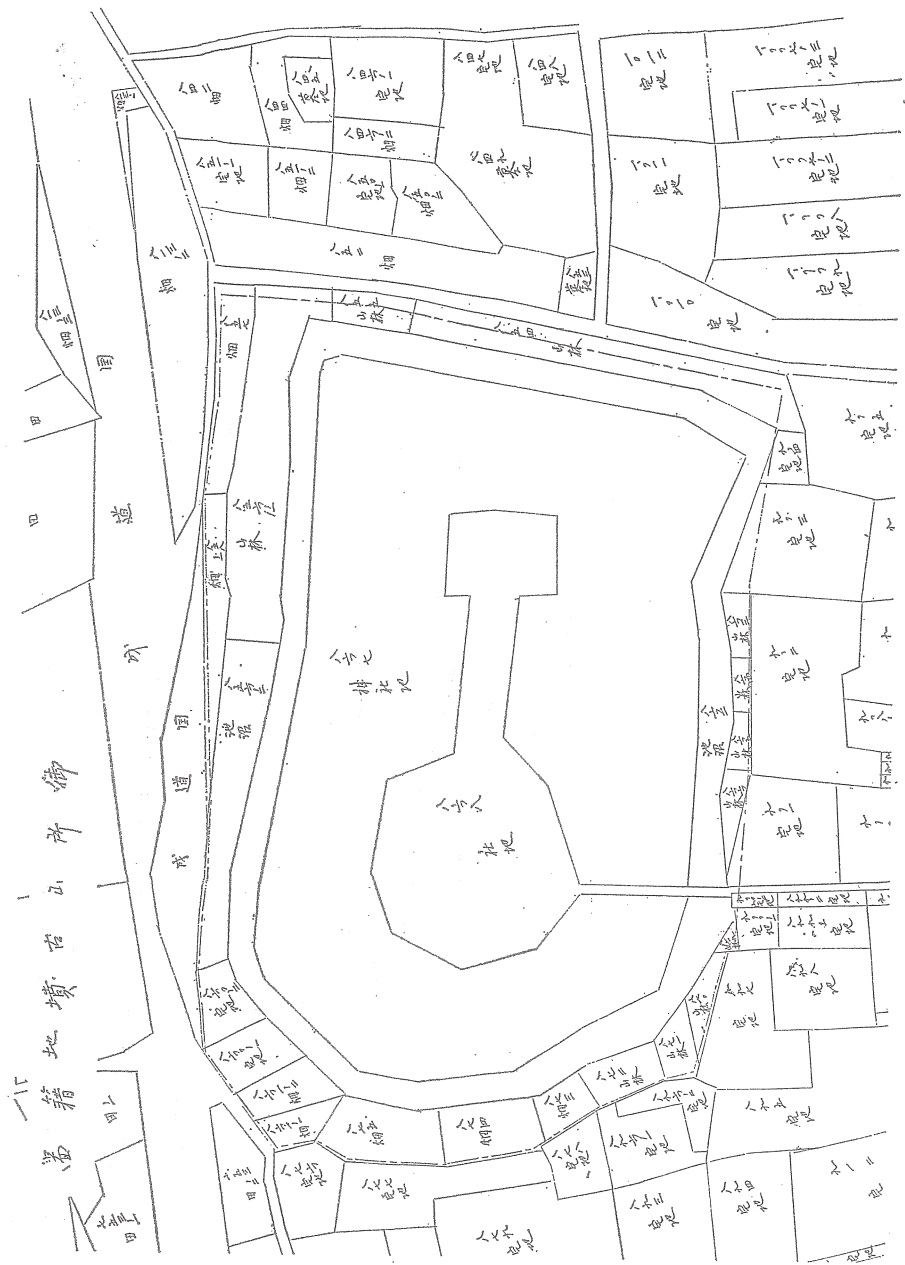


Fig. 5 御所山古墳地籍図(昭和8年作成, 一点鎖線は指定範囲を示す)

している。同年、地番及び神社に関する確認・調査の相互連絡を数回行っているが、地番に関しては申請書以降の異動はない旨報告されているも、同6月4日付の文部次官名で内務次官宛合議された「史跡御所山古墳指定に関する件」文書により、内務省は7月15日付で墳丘部に当る白庭神社境内域が内務省所管の国有地であることを以って、県知事に対して、1.神社境内地における建造物(公会堂)の坪数及び建設年月日、2.境内地使用に関する決議書の調査・提出を命じるに至った。この報告は同10年7月30日小波瀬村々長より、1.公会堂坪数5坪3合、建設大正3年4月1日、2.当時の青年会長・区長の協議認定による建設であって、決議書はないと県に達したため、8月3日付県は同件に付き村長の出頭を求めて対策・協議し、8月16日その結果により白庭神社々掌宛公会堂の撤去方指示。10月4日に同公会堂を撤去・移転した旨の報告を10月16日付で文部・内務両省に提出。その後、昭和11年5月、白庭神社宮惣代・管理人連名の県知事宛、仮指定後の管理に対する不安があり、本指定の早急実現を望む旨の陳情がなされている。

上述の経緯を経て、昭和11年9月4日付、発宗第104号を以って、文部省宗教局長名で福岡県知事宛に、御所山古墳が史跡名勝天然記念物保存法第1条により指定告示された旨通知があられている。官報は、昭和11年9月3日文部省告示第314号である。官報告示は、

名称 御所山古墳
 所在地 福岡県京都郡小波瀬村大字与原字御所山868番・867番白庭神社境内
 ・同字御所塚854番内2畝9歩・855番内10歩・856番ノ1内4畝7歩
 ・856番ノ2・857番内1畝15歩・858番ノ1・860番ノ1・860番ノ2
 ・861番ノ1・861番ノ2・自862番至866番・自869番至872番・同字下
 屋敷自873番至875番・901番内9坪・903番内9坪・904番内3坪

と指定地を明示している。なお、通知文は

御所山古墳

所在地 福岡県京都郡小波瀬村大字与原字御所塚・下屋敷・御所山

指定地積 国有 2筆7段27歩

民有 25筆内4段2畝18歩1合2勺

説明 前方後円型ニシテ主軸長365尺前方高42尺2寸、後円高37尺1寸、
 封土善ク整齊ヲ保チ埴輪埋設セルモノアルヲ認メラル、前方ノ頂部ニ
 社殿ヲ、又後円ノ頂部ニ拝殿ヲ設ク、其ノ前面ニ石棺ヲ存セリ、環濠
 ヲ存シ既ニ破壊セラレタル部分アルモ、前方部北西ノ間ニハ今尚水ヲ
 湛ヘ旧規ヨク見ルニ足ル、此地方代表的ノモノタリ

指定ノ事由 保存要目史跡ノ部第3ニ依ル

保存ノ要件 公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外現状ノ変更ハ之ヲ許可セザルコ
 トヲ要ス

と記している。県は昭和11年9月12日付で行橋警察署長・小波瀬村々長・豊津中学校長・京都高等女学校長・豊津高等実業女学校長・京都農学校長・小倉師範学校長あて指定の告示があった旨通知している。同11年9月、文部省より史跡御所山古墳の管理者として小波瀬村を指定見込であるので、関係者の異議の有無を聴すべき通知あり。同件につき9月29日付で異議なき旨回答。昭和11年10月6日付で史跡名勝天然記念物保存法第5条第1項により、小波瀬村が史跡御所山古墳の管理者に指定された。同件は同年10月14日付で小波瀬村々長に伝達されている。

而して、翌12年5月22日、小波瀬村々長により白庭神社において関係者を招き、御所山古墳本指定報告祭が挙行され、地元民等関係者に当該古墳が史跡として指定されたことが周知され、指定地の管理についても指示され、現在に及ぶ。

なお、指定地のうち、白庭神社境内域の国有地につき、昭和12年9月4日付で文部省は内務省あて通知。これを受けて内務省は昭和12年7月13日県知事あて所管の国有地が指定地となったことを通知している。

京都郡小波瀬村大字與原

昭和8年3月の指定申請書ヨリ

字	地番	地目	台帳反別	指定予定坪数
御所山	868	神社地	1,318歩	1,318
〃	867	〃	5,709	5,709
御所塚	862	池沼	1,613	1,613
〃	854	山林	305	209
〃	855	〃	11	10
〃	856の1	〃	410	407
〃	856の2	池沼	306	306
〃	857	畑	117	115
〃	858の1	〃	122	122
〃	860の1	宅地	28.12坪	28.12坪
〃	860の2	〃	31〃	31〃
〃	861の1	畑	101	101
〃	861の2	〃	16	16
〃	863	山林	18	18
〃	864	〃	18	18
〃	865	〃	102	102
〃	866	〃	28	28

字	地番	地目	台帳反別	指定予定坪数
御所塚	869	山林	28	28
〃	870	〃	11	11
〃	871	〃	14	14
〃	872	〃	7	7
下屋敷	873	畑	17	17
〃	874	〃	104	104
〃	875	〃	122	122
〃	901	宅地	101坪	9坪
〃	903	〃	109〃	9〃
〃	904	〃	10〃	3〃

Tab. 1 御所山古墳保存予定地反別取調書

Ⅲ 現在における状況

昭和11年9月3日付史跡の指定を受けた後、小波瀬村は指定説明・注意標の作成見積を行い、昭和12年2月1日付で補助申請を提出しており、その保存に積極的に対応している。

当該古墳の指定作業が進行していた昭和7・8年時点で既に国道10号線側は道路敷として周濠の1部が欠けており、また、前方部側の町道も同時点で拡幅が決定されており道路敷を除いた地積で指定が行われている。これ以降史跡地に重大な変更が加えられた事跡はない。ただし、指定当時の地番が分筆されたもの3ヶ所ある。すなわち、

1. 字御所塚854番地 →854～1・854～2番地
2. 〃 856～1番地→856～1・856～3番地
3. 〃 857番地 →857～1・857～2番地

である。これは前方部側町道整備に伴うものであって、史跡地に直接的影響を与えるものではない(表2図7参照)。また、昭和47年4月、白庭神社本殿の改修工事が行われているが墳丘を損傷するものではなかった。その他、周濠部外の民有地の民家の増改築が行われたと思われるが、その詳細については解明できない。民家の大部分は戦後まもない頃までに増改築されたものようである。

史跡地周辺における環境の変化として特筆される状況として、当該地域の著しい開発状況がある。よって、以下に現荇田町の状況を略述することにする。

昭和19年8月苅田港開設に伴い国鉄日豊線から港湾への引込線が敷設される等、戦前既に港湾を中心とする工業開発条件の整備が始まっているが、戦後国道10号線を初めとする各種道路の舗装整備、周防灘の埋立による産業用地の拡張が急速に進行する。その殆んどは昭和30年以降に集中しており、所謂新産業都市開発構想に基づくものであり、現在なお進行中である。現苅田町は北九州市から通勤距離約30分（国鉄利用）、自動車利用でも約1時間程度の範囲であり、大阪方面への産業船舶の航路も開設されている等、交通条件としては産業基地としての要件を充しているといわねばならない。これら立地条件の故に戦後昭和27年に九州電力苅田発電所建設が着手され、昭和31年に発電が開始されて以降、同36年西日本共同火力新苅田発電所開設・41年殿川調整池ダム完成と地域整備の進行に併行して各種産業が進出する。以下列挙すると、

- 昭和32年 九州ゼニスパイプ苅田工場設立
- 〃 39〃 麻生セメント苅田工場操業開始
- 〃 〃 宇部興産セメント事業部苅田工場操業開始
- 〃 42〃 西村産業合資会社苅田合板工場操業開始
- 〃 43〃 九州菱産スレート工場建設着工
- 〃 45〃 豊鋼材工業操業開始
- 〃 47〃 日立金属戸畑工場苅田分工場操業開始
- 〃 48〃 菱光高強度コンクリート工業操業開始
- 〃 〃 末松鉄工所苅田工場操業開始
- 〃 〃 三菱セメント建材九州工場操業開始
- 〃 49〃 東洋特殊鉄球苅田工場操業開始
- 〃 〃 福岡東陶操業開始
- 〃 50〃 日産自動車九州工場操業開始

以上の如くであり、日産自動車九州工場は今後も事業用地拡張の計画である。即ち、昭和30年代以降殆んど毎年企業の進出を受け、その数10指に余る企業が港湾を中心とする埋立地に配置され、操業している現状にある。これら企業進出は従来町の町勢に変化をもたらし、農業に依存した地域条件が修正されざるを得なくなり、各産業従事者住宅の増加、第3種産業の成長等付随して興る一般的現象も歳を追って進行する結果となっている。

本来御所山古墳を中心とする地域は、旧小波瀬村の中核をなした村落所在地であって、近世以来御所山古墳周辺部に集落を形成し、山手の耕地及び新田開発により干拓された御所山古墳以東の開墾地に依存する農村である。御所山古墳は海岸線近くに築造されたものらしく、与原附近における海岸線は近世に至るまで、御所山古墳に近接していることが確認されている。従って、御所山古墳周辺部の集落は遅くとも戦前までは、近世以来の存立形態を基本的には変容させていないようである。然るに、日豊本線及び国道10号線の開設以降、徐々に人口の集中化

が興った如くである。この現象は戦後昭和30年代に入り増加の傾向を明瞭に示すに至る。因に、昭和30年小波瀬村が菟田町及び白川村との町村合併により菟田町となって以降の人口の異動を見てみると、旧小波瀬村は、

昭和30年	人口	4,329人	世帯数	824戸
〃	35〃	〃	4,142〃	〃
〃	40〃	〃	4,112〃	〃
〃	45〃	〃	4,818〃	〃
〃	50〃	〃	5,651〃	〃
			1,203〃	
			1,426〃	

である。人口は20年間で約1,500人の増、世帯数にして600戸の増である。而して、この統計から、人口の流動傾向が想定されるとともに、企業進出及び北九州市街等への通勤人口の増加が推定される。即ち、従来の農村形態が戦後変質したと見做し得る。特に世帯数の増加は御所山古墳を中心とする家屋の密度を高くする傾向を示し、史跡地保存上に影響を与えることとなっている。定着人口の低化は当然のこととして、当該史跡地に対する郷土的関心を低下させているが、加えて、家屋の増加に伴う生活排水処理問題を派生する。この御所山古墳周辺部は附近地域より標高が低位置にあるため、排水は当該地で処理せざるを得ず、附近の流水も当該地に集中する。従って、従来周辺の排水は現存する御所山古墳周濠に集められてきた。また、当該周濠には所謂湧水、導水がないため、渇水期は空濠同然となり生活悪排水が沈澱する状況にある。然も、人口・家屋の増加及び生活水準の上昇により、悪水量は旧に倍する現状を呈している。本来の周濠域が埋没地となり、濠域を縮めてきた原因の1として、永年の生活悪排水の堆積が想定されるが、この傾向は今後さらに急速に進行すると見做される。次に、家屋建造の欲求及び家屋の近代化欲求の増大が当然予想される。特に、史跡指定地のうち民有地番で実測指定の土地については地形々状の変化に伴い指定区分が不明確化する恐れがある。

さて、現在史跡御所山古墳周辺部の動態は菟田町全体の中では安定しており、史跡地内について急激な変化は興っておらず、緊急な問題は想定されないが、菟田町全体の動態を見ると将来当該地域周辺部の変容を危惧せざるを得ないものがある。菟田町全体の人口・世帯数は、

昭和30年	人口	21,598人	世帯数	4,342戸
〃	35〃	〃	22,430〃	〃
〃	40〃	〃	24,726〃	〃
〃	45〃	〃	26,058〃	〃
〃	50〃	〃	27,771〃	〃
			4,946〃	
			5,974〃	
			6,776〃	
			7,622〃	

であるが、増加人口は主として国鉄菟田駅及び菟田港を中心とする旧菟田町に集中するが、居住地の拡大方向は日豊本線及び国道10号線沿いに行橋市方面に延びている。而して、御所山古墳周辺部もこの居住圏に包含されつつある。従って、近い将来国道10号線沿いの当該史跡地

周辺部も苅田町居住宅地圏の中に吸収されることは自明のことであろう。とすれば、近年中に確定される都市計画策定との関連等配慮し現時点における史跡地管理の基本的掌握は不可避の要件といわなければならない。

現状のまま放置すれば、少くとも濠辺は堆積悪泥等によって埋没し、消失する状態を現出することは容易に予測されるであろう。

次に、御所山古墳の特質として墳丘全体が白庭神社の境内地として、本殿・拝殿を中心とする神社建物があり、旧公会堂跡に稲荷社が設置されている点である。これら施設は周辺住民の信仰対象として、近世以来慣習的に維持されてきたものであり、現在なお各種宗教行事を行っている。従って、これら施設を排除することは不可能であるが、拝殿位置が略々石室上部に位置すると推定されるため、今後の処理が要求されよう。この点における住民との合意による管理方針を策定する必要がある。

京都郡苅田町大字與原

字	地番	地目	面積	指定面積	m ² 換算	備考
御所山	867	官有地	段 畝 歩 5 7 9	段 畝 歩 5 7 9	5672.7	墳丘部、白庭神社境内地
	868	〃	1 3 18	1 3 18	1346.4	
御所塚	854~1	山林	7	4	13.2	指定時1筆(854)
	854~2	〃	2 28	2 5	214.5	
	855	〃	11	10	33	
	856~1	〃	3 28	3 28	389.4	指定時1筆(856~1)
	856~3	池沼	12	9	29.7	
	856~2	〃	3 6	3 6	316.8	指定時1筆(857)
	857~1	畑	1 14	1 14	145.2	
	857~2	〃	3	1	3.8	
	858~1	〃	1 22	1 22	171.6	
	860~1	宅地	(28.12)	(28.12)	92.8	
	860~2	〃	(31)	(31)	102.8	住宅1棟
	861~1	〃	(31)	(31)	102.8	
	861~2	畑	16	16	52.8	空屋アリ
	862	池沼	1 5 13	1 5 13	1527.9	共有地、現況周濠部
863	山林	18	18	59.4		
864	〃	18	18	59.4		

字	地番	地目	面積		指定面積		㎡換算	備考
			段	畝	段	畝		
	865	山林	1	2	1	2	105. ⁶	住宅附属棟1棟 住宅1棟 以上、指定地
	866	〃		28		28	92. ⁴	
	869	〃		28		28	92. ⁴	
	870	〃		11		11	36. ³	
	871	〃		14		14	46. ²	
	872	〃		7		7	23. ¹	
下屋敷	873	畑		17		17	56. ¹	
	874	宅地		(34)		(34)	112. ²	
	875	〃		(52)		(52)	171. ⁶	
	901	〃		(101)		(9)	29. ⁷	
	903	〃		(109)		(9)	29. ⁷	
	904	〃		(10)		(3)	9. ⁹	
(指定地合計)	28 筆							
下屋敷	897	宅地		(130)			429	以下、周濠推定域
	900~1	〃		(12. ¹⁰)			39. ⁹	
	900~2	〃		(4)			13. ²	
	902	〃		(171)			564. ³	
	905~2	〃					173. ¹⁹	
御所塚	858~2							国道10号線

Tab. 2 史跡御所山古墳関係地積一覧

昭和51年3月現在 () =坪数

Ⅳ 史跡地管理計画

1) 基本方針

史跡御所山古墳の保存に万全を期するために要する範囲の指定・調査・復原整備を最終達成目標とし、現状における当該史跡地及び史跡周辺地域の条件を配慮するとともに、地域住民の生活に係る問題であることを考慮し、県・町担当職員及び地元関係者協議のうえ、住民生活に充分なる考慮を加え、現在時点における指定地保存上好ましい日常管理計画を策定するものである。

2) 管理計画地域区分

管理計画策定の性格上、既指定地と未指定の遺構地域に大別し、本項では既指定地を遺構の生活上及び利用形態上以下の如く区分する。(図6参照)

A地区 御所山古墳々丘主体部及び実測調査によって得られた周濠の範囲

B地区 A地区から除かれた周堤地域

C地区 A・B地区に含まれる地域で現在(昭和51年3月現在)住居として利用されている家屋及び附属棟の存する地番

3) A地区の保存管理計画

ア、保存管理方針

現状変更は原則として認めず、神社地以外の現況周濠地(共有地)・民有地の公有化を促進し、公有地については環境整備事業を推進する。

但、当該地に包含される白庭神社の建物については、その信仰慣習を考慮し、神社の主要建物(本殿・拝殿・稻荷社殿等)のみ、既建坪及び形態等を変更しないことを条件として、現状変更(改築)を認める。なお、拝殿改築については石室保護上改築時における位置は調査結果をまっけて決定する。

イ、現状変更取扱基準

i 家屋新築については認めない。

ii 樹木伐採・植樹については原則として認めない。

但、遺構保全上計画的になされ、環境保全上必要なものについては認める。

iii 開墾・土砂採取については認めない。

ウ、土地の公有化

現状変更の要望、また、買上の要望に対しては積極的に土地の買収による公有化を行う。

4) B地区の保存管理計画

ア、保存管理方針

地形の変更を伴わず、遺構・環境をそこなわない範囲において、現状変更を認める。必要に応じて、土地の公有化・環境整備を行う。

なお、現在当該地区に係る建物、消防ポンプ格納庫(昭和33年建設)・区有倉庫(昭和47年建設)については、然るべき時期に史跡地以外の土地に移築するものとする。また、現在(昭和51年3月現在)廃屋となっている民家については早急に解体撤去するものとする。

イ、現状変更取扱基準

i 家屋新築については認めない。

ii 樹木伐採・植樹については原則として認める。

iii 開墾・土砂採取については原則として認めない。

但、現在耕地における田畑耕作に伴う小規模の上記行為については認める。

ウ、土地の公有化

遺構保存等に関し必要と判断された場合には、要請に基づき土地の買上げによる



Fig. 6 御所山古墳指定・管理・復元計画図（太線—指定範囲，細線—墳丘・周濠復元線）

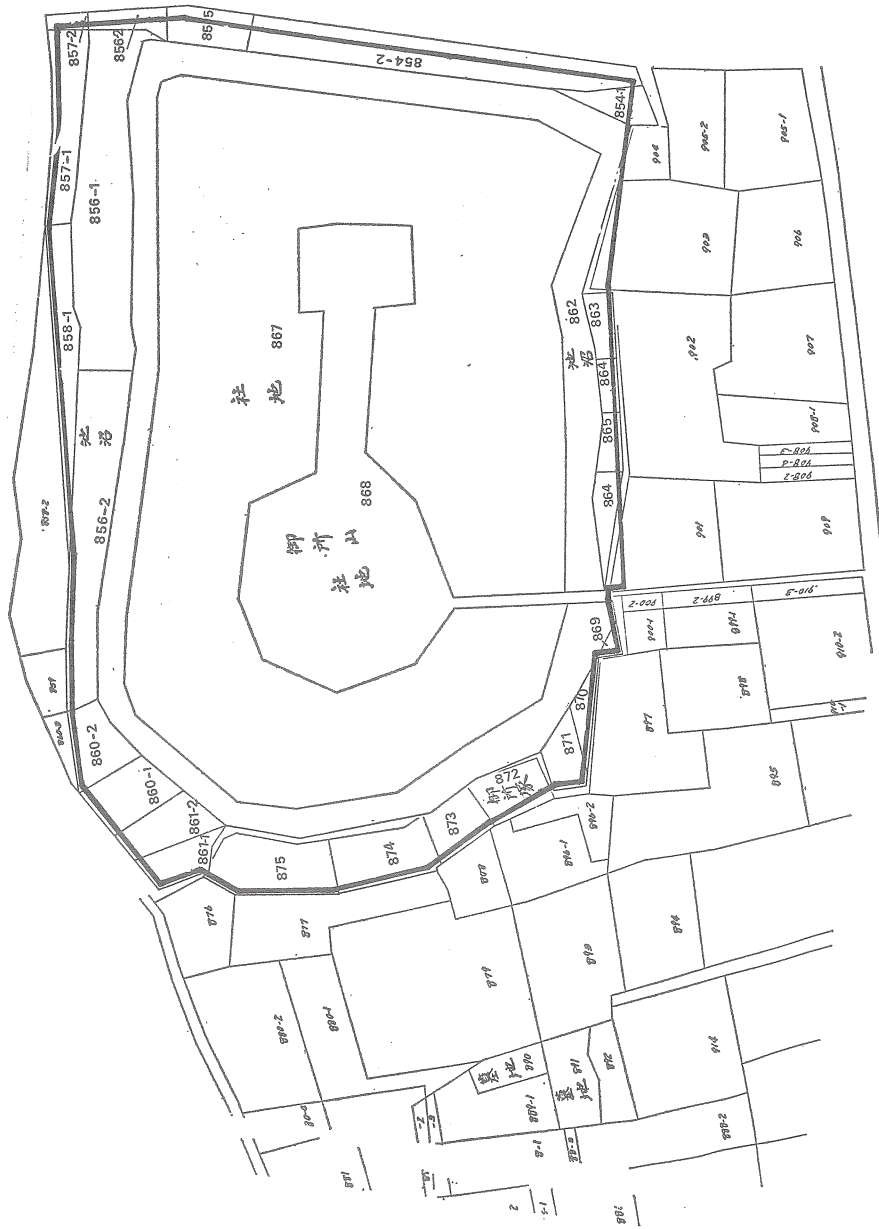


Fig. 7 御所山古墳地籍図（太線は指定範囲を示す）

公有化を図る。

なお、上記ア、という廃屋敷地については早急に公有化を実現する。

5) C地区の保存管理計画

ア、保存管理方針

史跡環境保存上支障のない範囲において既存（昭和50年3月現在）の住居及び生

活上必要不可欠な附属棟の改築・修理・増築については認める。

但、改築等にあたっては現在の位置・建坪・形状を条件とし、増築については必要最小限に限定する。

イ、現状変更取扱基準

上記ア、にいう建物の取扱基準の他、その他の現状変更行為については原則として許容する。

但、大規模な行為についてはこの限りではない。

ウ、土地の公有化

要請があれば公有化を図る。(表3参照)

Tab. 3 史跡御所山古墳の保存・管理計画(管理基準)

区分	性格	保 存 管 理			
		方針	現 状 変 更 取 扱 い 基 準		
			家 屋 新 築	樹木伐採・植樹等	開墾・土砂採取
A 地 区	墳立主体部及び 周濠範囲	現状変更は原則として認めない。 土地の公有化を促進し、 早急に環境整備を行う。	認めない。	原則として認めない。	認めない。
B 地 区	周堤地域	地形の変更を伴わず、遺構・環境をそこなわない範囲において、現状変更を認める。 必要に応じて、土地の公有化、環境整備を行う。	認めない。	原則として認める。	原則として認めない。
C 地 区	A・B地区に含まれる住宅区域	史跡環境保存上、支障がない範囲において、既存(昭和51年3月現在)の建物・施設の改築・修理・増築を認める。			

V ま と め

上述の如く、当該御所山古墳は昭和11年に指定を受け、既に40年を経過しているが、史跡地内の保存状況は、墳丘主体部が神社境内地であり、周濠部も共有地として維持されて来たために極めて良好といえよう。

ただし、今後共問題なしとはしない。現在における荇田港湾埋立による企業の大量進出は人口増加の傾向を示し、当該史跡地周辺における民家の増加となり、当該史跡に影響を及ぼす事態を現出する恐れがある。この時点で早急に当該史跡の保存管理計画を立案することにより、将来派生する問題に対処することは賢明と思われる。

さて、以上管理計画を策定するに至ったが、この策定の日常的円滑な運用を期さねば、その効果は現われないであろう。これを考慮し地元民との協調を図ることに留意しているが、これとともに、当該史跡がもつ地理的条件からくる欠陥に対処しなければならない。また、この問題をも含めて、史跡地全体の保存と地域住民の生活に直結する当該史跡の活用に留意した具体的事業の投入が必要と考えられる。

そこで、将来における当該史跡地の最も好ましい保存計画及びこれを実現するための具体的事業計画を示すことで史跡御所山古墳保存管理計画策定報告書のまとめとする。

1、当該古墳及び史跡地に介在する問題点

- 1) 当該地域が周辺地域より低地のため、周辺域流水・排水が周濠に集水され沈澱堆積し、ために、周濠が埋没消失しつつあること。
- 2) 過去における1)の現象等により、当該史跡地指定時に既に周濠全域の調査掌握が行われず、指定地が古墳遺構を完全に包含していないこと。
- 3) 墳丘主体部が神社地であって社殿が現存し、宗教慣習上排除できないこと。特に、拝殿位置が石室の上と想定されること。
- 4) 指定地境界が実測指定のため極めて不安定な状況にあること。

2、前記問題に対する解決策

- ア、4) の点については、2)の指定範囲が周濠全域に及んでいないことと併せて、最終的には周濠の完全復旧が可能な範囲まで指定地を拡張すべきであろう。但、現段階では既指定地内民有地の公有化による指定線の確保方法によらざるを得ないであろう。

- イ、3) については、神社を排除することが、宗教慣習上、また住民感情のうえからも不可能であるため、神社の存続を前提として、神社との協調のうえ、今後、神社改修等に際し、遺構保存の観点から神社施設等の計画配置指導等を行うべきであろう。
- ウ、1) に関しては、史跡地全体の好ましい環境整備に配慮するなかで、流域排水処理を考慮すべきであり、当該地区全体の環境保全・区画整備事業の中に組込んだ対応が必要であろう。

3、今後の具体的事業推進について

前述する如き問題点・解決策を前提として、以下の如き事業の推進を図らなければならぬまい。(図6参照)

1) 既指定地の公有化

現在、指定地は神社地・共有地及び個人有地に大別される。このうち、共有地及び民有地については全面的に公有化することが望ましいが、現状においては、A地区に属する共有地(現況周濠部)及び廃屋処理に関連して廃屋所在地の買収を早急に行い、次に、B地区全域買収及びC地区に及ぶ。

2) 上記公有事業に併行して、実測によって得られた周濠全体(国道10号線敷を除く)を確保し、これを保存し得る範囲の指定拡張作業を進める。

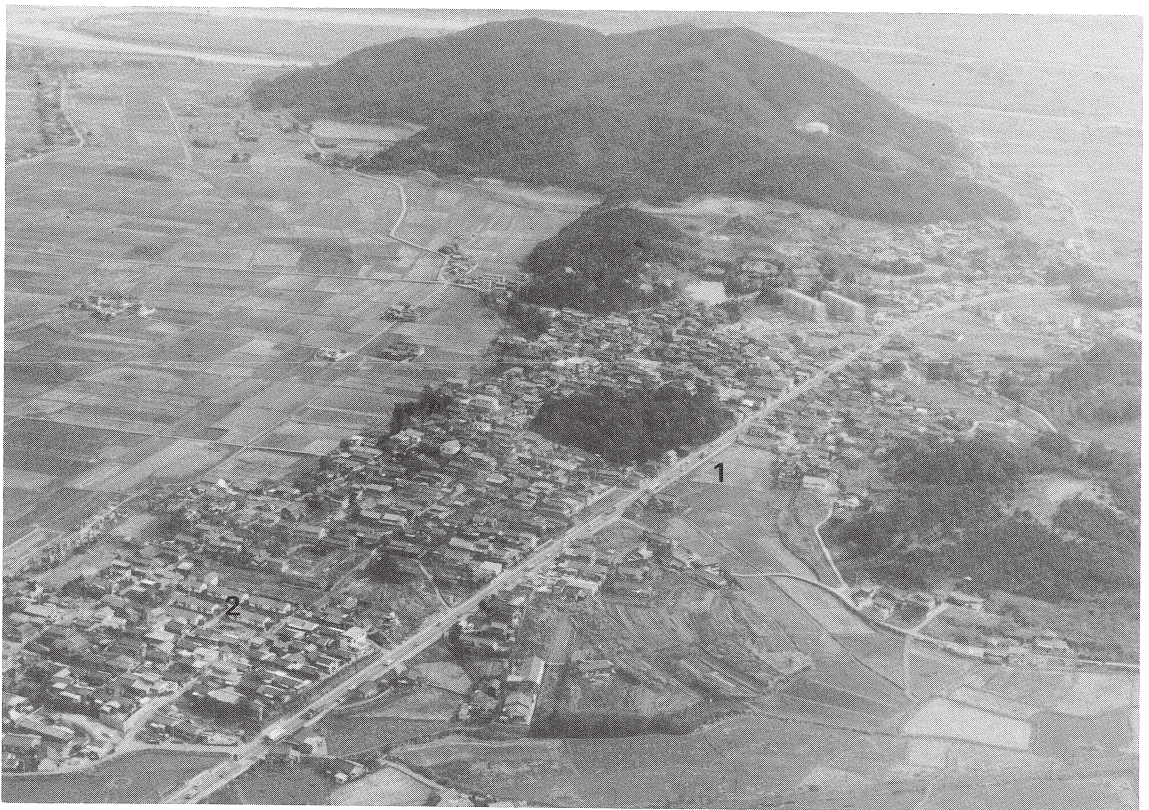
3) 公有化の進行とともに、公有化された地域の保全整備事業を行うが、指定拡張及び全面公有が完了した時点で、環境整備計画立案のうえ、史跡地全体の遺構修復及び修景を行い、併せて、当該地周辺住民の現代的欲求に答えるため、余暇空間として活用し得るような史跡公園化を行う。なお、現在周濠に流入している流水(雨水・生活排水等)の処理について、関連部局とともに抜本的解決策を立てるとともに、周濠に係る部分については環境整備事業の一環として処理工事を行い、史跡地らしい環境及び景観の維持を行う。

4) 当該史跡地管理団体である荇田町及び地元関係者協議のうえ、当該史跡地の保存管理体制を整備する。なお、可能なかぎり早い時期を選んで、関係地区民による保存会組織を整備するよう努める。

圖 版



1. 西南から、上方は周防灘 (1. 御所山 2. 番塚)



2. 北西から (1. 御所山 2. 番塚)



1. 南から



2. 北から



1. 東側上空から



2. 西側上空から



1. 前方部 濠



2. 東側くびれ部付近



1. 後円部上の拝殿および倉庫



2. 後円部濠



1. 後円部周濠内の民家



2. 同 上 (南西から)

VI 附 篇

編 者 註

1. 本論文は＜明治21年東京地学協会報告10＞に掲載されたものである。
2. 転載にあり、漢字と数字の一部を、現在使用されている漢字・ひらがな・アラビア数字に代えた他は、原本に忠実に行なった。
3. 図版は、原本と同寸である。
4. 原本は縦組である。

豊前国京都郡ヨ與バル原村の古墳

理学士 坪井正五郎氏演述

豊前の小倉から東南の方五里余り最早半道程で行事大橋に達すると云ふ所にヨ與バル原と申す村がござりまして此村の山よりの方即ち小倉から参れば右手に方り人家を隔てゝ一叢の森が見えます、近付いて見ますと此森の有る所ハ大きな築き山で高さハ三間余南北の長さハ三十五六間口、南に偏した部に石段が有って之を昇れば頂上ハ半坦(ママ)此所に白庭神社と称ふる社の拝殿が南向きに建って居て其真後即ち築き山頂上の北端にハ本社が建って居ります、築き山全体の形ハ瓢形で本社有るのハ小さい円の方、拝殿の有るのハ大きい円の方、山の周囲にハ空堀が存して居ります。此築き山ハ大きさと云ひ形と云ひ溝に取り巻かれた工合と云ひ他地方にも多く有る所の古墳と類似して居りまして同じく古墳たる事ハ紛ふ方無きものでござります。

故老の云ふ所に従へハ今を距る事七十五年文化十三年大風の為に築き山の上の松の大木が倒れて其枝が深く山に刺さった折之を引き抜いた所が山の中に空洞の有る事が知れ其穴を掘り広げて下って見た所が始めて石を積み上げて作った部屋の有る事が知れたとの事でござります、此石の部屋ハ石櫛に相違ござりません、又部屋の壁に手を触れると手が赤く成るので子供等(ママ)ハ具敷を持って這入ってハ壁の上を掻き朱の様な物を取って来て持ち遊びにした事も有るさうでござります、石櫛や石棺にハ朱或はベニ板ガラの入れて有る事が間々ござりますから之も其類と思はれました、部屋ハ何程の広さで有るか極めた者ハ無かったとの事、又天井石とも思はれるもの数枚ハ社殿建築の際に地固めの用に供したとの事、部屋の内にハ追々に土が崩れ込んだナマクドのと生首が有ると云ふ妄伝の生じたのとで這入って見る者が無く成り終にハ穴をも閉ぢて山の頂を旧の通り平に為して仕舞ったとの事でござります。

私ハ昨年(ママ)の暮帝国大学の命を受けて九州へ出張致しました折に此古墳をも実見致し正当の手続きを経て取り調べに従事致しました、先づ昔日穴の有ったと云ふ所を掘り下げて見ました所既に天井ハ取り退けて有ったものでござりますから室内にハ土が一盃に詰まって居りました、掘土を浚ひ出しました所室の一体の形ハ分かりましたが入り口の方は判まり致しませんでした、尚此方を明に為やうと云ふにハ拝殿を取り退けなければ成らず更に夥多の労力を要する事故此穿鑿ハ他日に譲り室内の取り調べ丈で満足する事に致しました。

室即ち石櫛ハ幅一丈、長さ一丈五尺五寸、高さハ天井石が失せたので儘にハ申されませんが一丈余りでござります、室に這入って内部から入り口の方を見れば第一図の通りでござります、御覽の通り壁ハ欠き石を重ねて煉瓦造りの様に積み上げ上に行く程次第に狭く稍眼鏡橋形を作して居ります、壁の腰にハ四角な板石が立てゝ有って云ハ石櫛が二重に成って居るのでござります、入り口の敷にハ四角な板石(ママ)一枚水平に据え

てござります、手前の端ハ立て石の上に乗って居て其面ハ室の敷より一尺計り高く成って居りますが室の外ハ敷が高いので彼方の端ハ石の面と敷の面とが一連に成って居ります、入り口の幅ハ二尺七寸、敷石の面と入り口の天井石との距離ハ五尺、入り口の長さハ二尺五寸、でござります、此入り口を抜けて外から室内を窺へバ第二図の通り、入り口の壁も室の壁と等しく欠き石で積み上げてござりますが外の端にハ両側共に細長い板石が立てゝござります、室内の正面には壁に接して並べて有る四角な板石の他に左右に通じた板石の列が二つ見えます、之ハ室内の仕切りで其位置ハ第三図で明に知れます。

第三図ハ石櫛の平面図、長軸ハ南北に横入り口ハ北端に在り一、二、三ハ南端の腰石十、十一、十二ハ北端の腰石、四より九迄ハ東側の腰石、十三より十九迄ハ西側の腰石、二十、二十一、二十二ハ東側から西側に達する境界の石で石櫛の南部に一区を作り二十三、二十四、二十五ハ鉤形に置かれた境界石で前の境界石と共に石櫛の中央部に一区を作って居ります、二十六ハ二十四を押える為の扣へ石でござります私ハ石櫛の三部分に南区、中央、北区の名を与へて以下の説明を致します。

石櫛の長さ^(ママ)と幅とハ前既に申しましたか彼ハ壁から壁迄の寸法でござりますから実際の敷の広さハモ少し狭うござります、即ち各区の内径ハ左の通り

区	南	北	東	西
南	4尺4尺 ^(ママ)		9尺7寸	
中	2尺5寸		7尺1寸	
北	7尺9寸		9尺7寸	
北区の附屬部	2尺7寸		2尺4寸	

壁を作る為に積み上げた石ハ打ち欠いた儘で固より大小不定形状不規則でござりますが腰石と境界石ハ故らに四角に作った切り石で其大きに於ても幾分か揃った物がござります、板石の寸法ハ次の表の通り、表中の番号ハ第三図と照し合はす可きものでござります。

番号	高	幅	厚
1	4尺	2尺5寸	2寸5分
2	同	3尺1寸	2寸
3	同	3尺2寸	2寸
4	同	2尺1寸	2寸
5	同	2尺7寸	2寸
6	同	3尺	3寸5分
7	同	2尺5寸	2寸5分
8	同	1尺6寸	2寸5分

9	同	1尺8寸	2尺5寸
10	同	1尺	2寸
11	?	?	?
12	同	2尺	3寸
13	?	?	?
14	同	1尺6寸	2寸
15	同	2尺	2寸5分
16	同	2尺	2寸5分
17	同	2尺2寸5分	2寸5分
18	同	3尺5寸	2寸
19	同	3尺	2寸5分
20	1尺6寸	3尺2寸	1寸6分
21	同	4尺5寸	2寸
22	同	2尺	2寸3分
23	同	2尺5寸	2寸
24	同	4尺5寸	2寸
25	同	2尺6寸	2寸
26	3尺	6寸	2寸
入り口 敷石	長2尺2寸	2尺5寸	6寸

表中疑点を付けたのハ欠損の為精測出来なかつたものでござります、切り石の寸法が多くハ今の曲尺にて勘定好く合ふのハ大に注意すべき点で此事実ハ恐く曲尺の古い事を証する輔と成るで有らうと思ひます。

敷の高さハ三区一樣でハ無く南区が最高く北区が之に次ぎ中区が最低く其關係ハ石櫛を長軸に副ふて縦断した形を示す第四図の通りでござります、第五図ハ石櫛の西南隅に立って三区を見渡した図で北区の腰石と中区の境界石の表面に書いた点線ハ南区の敷の高さを示して中区の境界石の表面に書いた破線ハ北区の敷の高さを示すので実に斯かる線が有るのでハござりませぬ、是等の線に因って三区の敷の高低が一層明に知れるでござりませう。

三区共に敷の上に雲母の碎片の混じた薄茶褐色の砂が二三寸の厚さに一層敷いて有って其上に平均直径一寸位の白色の小石二三寸の厚さに一層、其間隙と上とにハ美しき朱が詰めてござりました、但し朱計りの層ハ一寸とハござりませぬでした、中区と北区とにハ土砂の混入が多く朱の色も随って悪うござりましたが畚区ハ混ざり物が少なくて実に朱の色が目覚ましく見えました南区にハ砂の層の平石数枚が敷いて有って底の形を作して居りました、砂ハ海辺から取って来たものと見えて貝殻の小片が幾らも混ざって居りました、石櫛の

壁の表面と腰石境界石の表裏の両面とに一様に朱が塗り付けてござりました、昔子供が持ち遊びにしたと云ふのハ右に述べた朱の事でござりませう、石柳の壁面にハ所々に欠き石が突き出て居ります、之ハ恐く積み石の崩れぬ様に打ち込んだ楔でござりませう、石柳構造の事ハ此所に止めて次に掘出品の事を申しませう、南区からハ人骨、曲玉、管玉、瑠璃玉が出で北区からハ鏡鉄鏃、馬具の破片、種々の鉄器の破片と土器の破片が出ましたが中区からハ何も出ませんでした、何れも小石の上朱に混じて有ったのでござります、其位置ハ第六図の通り

人骨ハ甚脆く成って居て手に取ると直に壊れ込も測定する事ハ出来ませんでした但し歯を見るのに今日の成人と大小ハござりませんでした、人骨ハ東を枕にして横はって居り裝飾品たる玉類ハ其頭の辺に集って居りました。

曲玉ハ総数六顆、質ハ何れも緑色半透明所謂青瑯玕でござります、形状大きハ第六図一より六迄の通りでござりますが猶寸法を精しく申せば左の表の通り、表中の番号ハ図に随って記しました。

番号	孤即ち頭と尾との最大直径	孤即ち最大直径を測るに取りし二点の距離を丸みに副ふて測りし長さ	頭の厚み即ち孔の長さ
1	7分 6厘	1寸 0分 5厘	3分 0厘
2	7分 4厘	1寸 0分 5厘	1分 5厘
3	5分 8厘	8分 5厘	1分 5厘
4	5分 5厘	8分 0厘	1分 8厘
5	5分 9厘	9分 0厘	1分 5厘
6	5分 5厘	8分 0厘	1分 8厘

四と五とハ通常の形でござり升が三と六とハ体の曲り方が強く、一と二とにハ頭に横線が有り、二にハ、通常の孔の他に図中点線で示す通りに孔が開て居ります。

管玉ハ総数八十三顆、質ハ出雲石色ハ緑、灰緑、形ハ第六図十五の通り寸法ハ左の表の通り、

番号	長	直径	番号	長	直径	番号	長	直径	番号	長	直径
1	分: 厘: 分: 厘 3: 0: 1: 4	22	分: 厘: 分: 厘 3: 8: 1: 8	43	分: 厘: 分: 厘 9: 5: 1: 5	64	分: 厘: 分: 厘 4: 4: 1: 6				
2	2: 2: 1: 4	23	2: 6: 1: 0	44	8: 8: 1: 2	65	4: 8: 1: 6				
3	3: 2: 1: 4	24	3: 8: 1: 2	45	16: 0: 1: 4	66	4: 6: 1: 8				
4	3: 2: 1: 2	25	2: 5: 1: 2	46	14: 0: 1: 6	67	5: 2: 1: 6				
5	3: 0: 1: 2	26	3: 2: 1: 4	47	9: 8: 1: 4	68	5: 4: 1: 6				
6	3: 0: 1: 4	27	3: 2: 1: 2	48	9: 1: 1: 4	69	4: 5: 1: 8				
7	2: 2: 1: 4	28	3: 0: 1: 2	49	11: 4: 1: 6	70	5: 2: 2: 0				

8	3	0	1	1	29	3	2	1	6	50	3	8	1	2	71	6	2	1	
9	3	2	1	0	30	3	5	1	2	51	4	2	1	2	72	5	8	1	4
10	3	6	1	2	31	9	0	3	0	52	3	0	1	2	73	5	0	1	6
11	3	0	1	6	32	15	0	2	0	53	3	6	1	6	74	5	6	1	6
12	3	4	1	2	33	8	0	1	5	54	4	0	1	4	75	5	4	1	2
13	3	2	1	2	34	7	5	1	5	55	4	2	1	2	76	5	8	1	2
14	2	6	1	6	35	8	0	2	2	56	9	8	1	2	77	7	2	1	8
15	3	2	1	2	36	8	2	1	8	57	3	6	1	2	78	8	2	1	6
16	3	6	1	2	37	10	0	1	8	58	3	8	1	4	79	4	6		9
17	3	0	1	2	38	10	2	2	0	59	4	4	1	4	80	2	8	1	3
18	3	5	1	4	39	9	2	1	4	60	3	8	1	6	81	3	2	1	0
19	3	4	1	2	40	7	8	1	8	61	3	8	1	5	82	8	6		9
20	3	4	1	6	41	8	2	1	4	62	4	2	1	8	83	9	8	1	8
21	3	2	1	2	42	9	9	1	4	63	4	8	1	2					

右の八十三顆を長さで類別すれば左の通り

二分から三分までのもの	十四
三分から四分までのもの	二十六
四分から五分までのもの	十一
五分から六分までのもの	七
六分から七分までのもの	一
七分から八分までのもの	五
八分から九分までのもの	六
九分から一寸までのもの	七
一寸から一寸一分までのもの	六

即ち三分から五分までのものが最も多くなります

○ 玳瑁四顆，青瑯玕にて造る形ハ第六図七より一〇迄の如く中心に孔有り大きハ左の表の通り

番 号	長 さ	胴 の 直 径
7	3分	2分5厘
8	3分	2分8厘
9	3分	2分5厘
10	3分	2分5厘

瑠璃玉四顆，紺色の硝子にて造る形ハ第六図二図より一四迄の如く中心に孔有り大きハ左の表の通り

番 号	直 径
1	2分8厘
2	3分0厘
3	2分5厘
4	2分6厘

鏡一面，形状大き第七図の如し直径二寸八分八厘厚さ六厘摸模様ハ四禽四乳輪槲ハ三重で外から順に云へ
ハ無地，三角繫ぎ縦格子，

鉄鍔数本，形状大き第八図の如し，

他の鉄器の破片夥多、是等ハ酸化欠損して形が判然しませんが甲冑馬具等の遣りで有らうと思ひます。

四方に突出有る金属製の装飾品一個，形状大き共に第九図の通り（総直径二寸八分）今でハ中央の膨れ出した所が破損して居りますが元ハ完全な半球を形作って居たのでござりませう，一部分故何とも断言ハ出来ませんが恐くハ馬具の鞞の飾りでござりませう，表面ハ鍍金でござります。

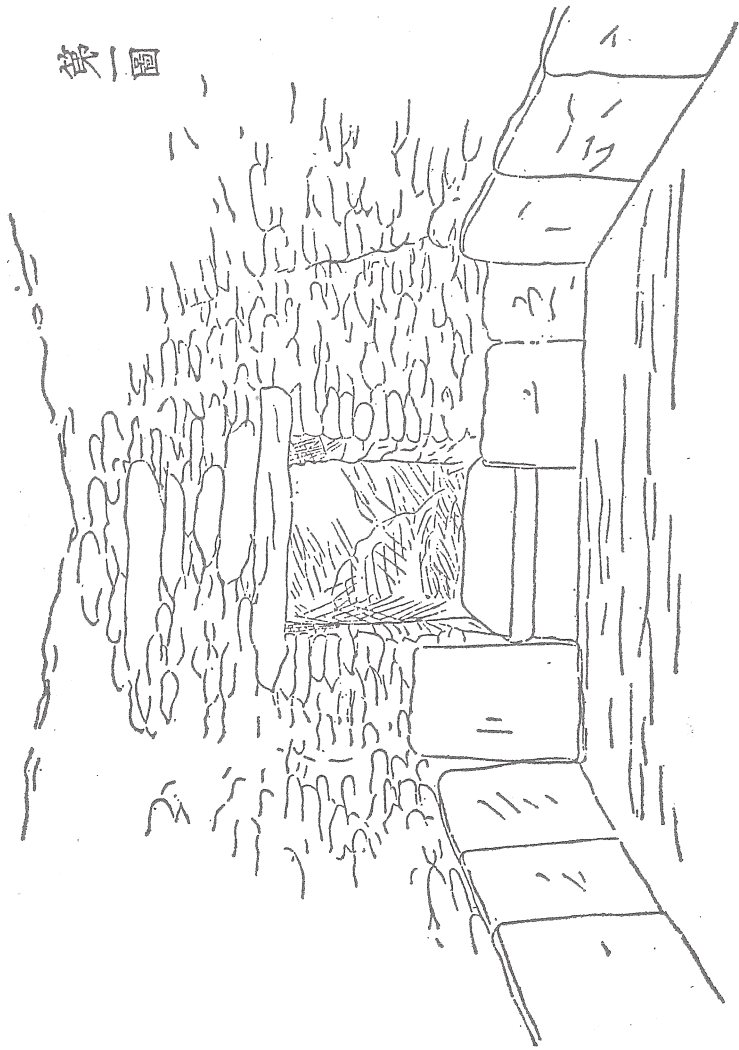
土器の破片ハ小さくも有り数も少し全形を知る可き物ハ一もござりませんでした，質から云へハ是等ハ皆埴部でござります。

以上ハ私の此度獲た品物でござります。

石槲ハ塚の南部大なる円の方に有って其入り口ハ北の方即ち小なる円の方に向って有るのでござりますから外からは如何なる風に路が付い居るか他日の穿鑿を終らなければ解からず随って以上の古器物が埋められた物残らずで有るとハ申されません，併し主なる物ハ是等でござりませう。

未だ此塚に付いて充分に考へる時日がござりませんでしたから今晚の報告ハ右の説明丈で止めて置きます。

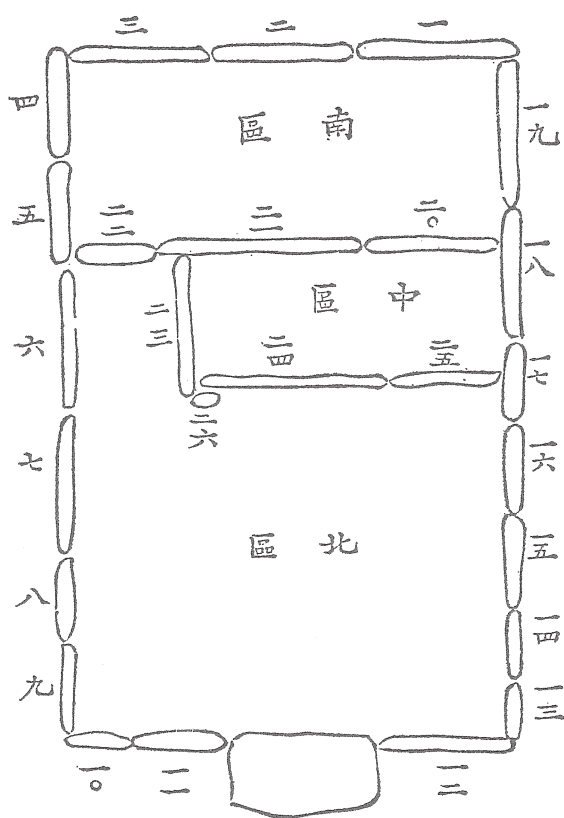
第一圖



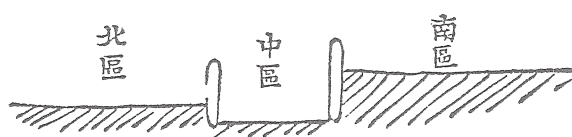
第二圖



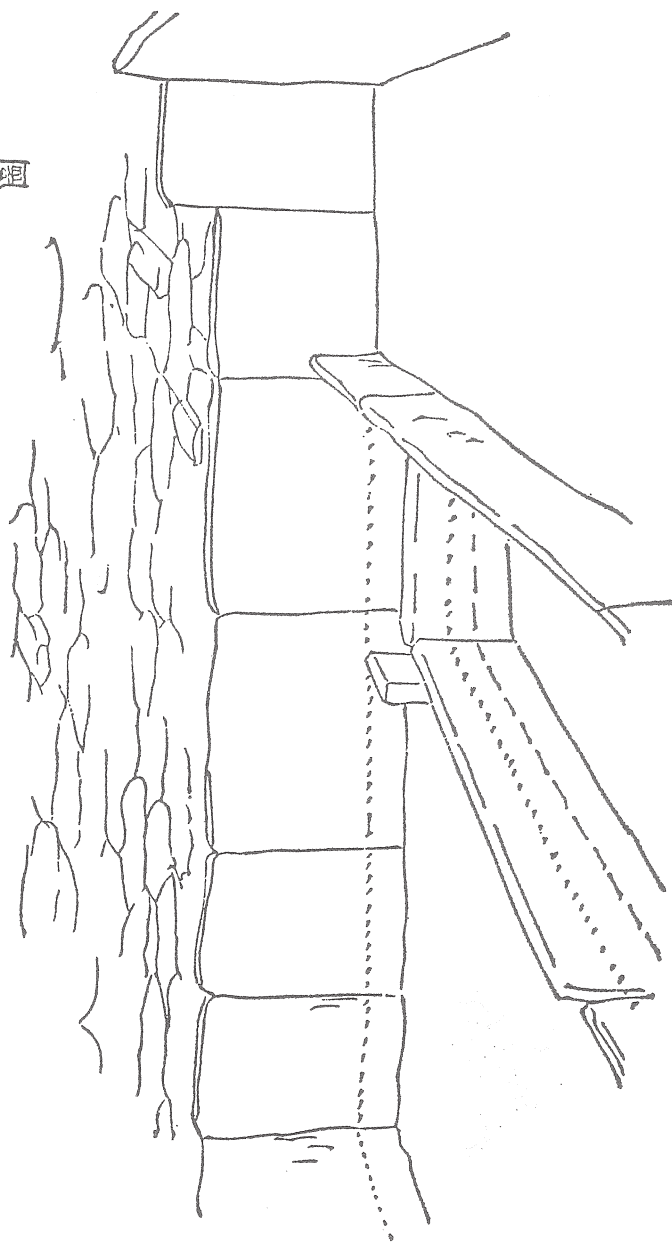
第三圖



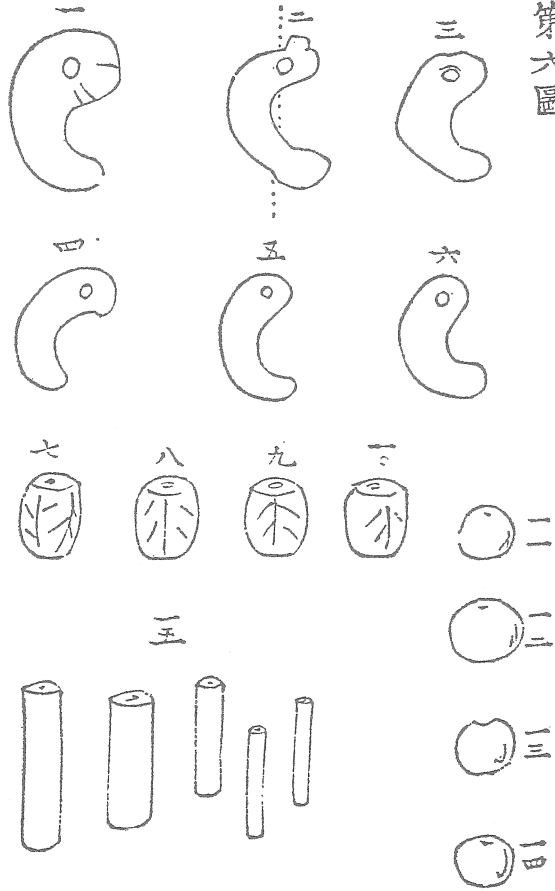
第四圖



第五圖



第六圖



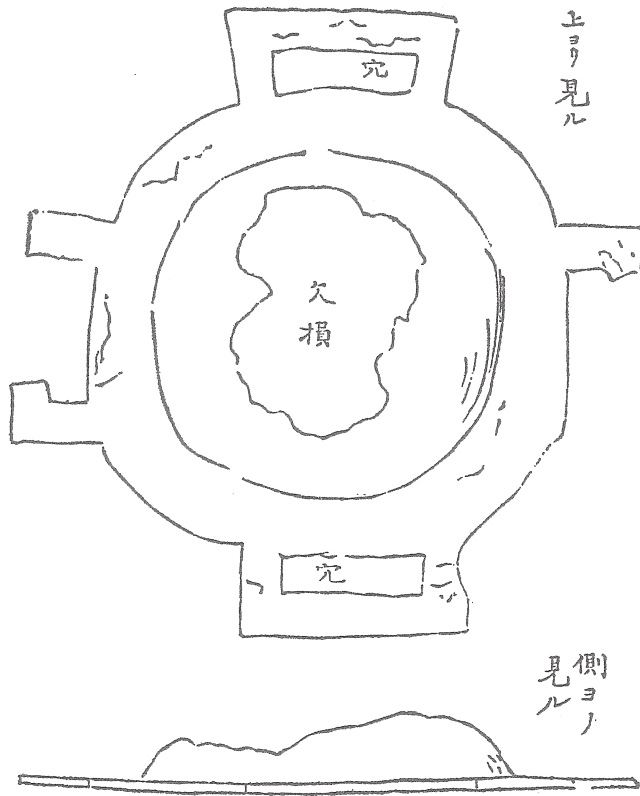
第七圖



第八圖



第九圖



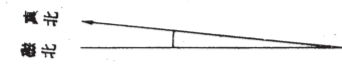
史跡御所山古墳保存管理計画策定報告書

昭和51年3月31日

発行 苅田町教育委員会
福岡県京都郡苅田町富久町1

印刷 ヤマネ印刷

史跡御所山古墳地形実測図 (福岡県苅田町大字与原)



S = 1:600



